

宇和島市地方公会計財務書類作成等支援業務委託仕様書

1 名称 宇和島市地方公会計財務書類作成等支援業務

2 目的

宇和島市における決算財務会計データの分析・解析を行い、地方公会計統一モデルによる財務書類を作成し、現状の把握及び将来的な経営の改善に資するための資料作成を行い、健全な自治体経営を目的とする。

3 委託期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4 業務の前提条件

財務書類の作成における仕訳の方法は、期末一括仕訳によることを基本とし、対象となる団体（会計）は、総務省が示した「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（以下、「地方公会計マニュアル」と呼ぶ。）に対応した本市の会計とする。（一般会計等財務書類のほか、全体財務書類、連結財務書類等の作成に関する支援を求める。）

また、業務実施においては、総務省が公表する資料に即することとし、総務省により地方公会計マニュアル等が変更された場合はそれに即すること。

なお、本市では株式会社システムディ社製の地方公会計システム『PPP Ver 6』（以下、PPP）をスタンドアロンPCに導入予定で、本システムによる作成を前提とする。

5 業務内容

（1）統一的な基準に基づく財務書類の作成に関する支援

① 財務書類の決算年度

○財務書類の作成年度は、令和7年度決算に基づき、それぞれ作成すること。

② 仕訳変換ルール・各種マスターデータの作成

○各種マスタの協議を行い、仕訳変換ルール・マスターデータの作成を行いシステムへの取込みを行う。

③ 一般会計等の財務書類を作成

○財務書類作成の対象会計は以下のとおりである。

ア 一般会計+特別会計

④ 全体会計の財務書類を作成

○全体会計の対象は以下のとおりである。

ア 一般会計等+公営事業会計

⑤ 連結会計処理

- 本市が提供する連結対象団体の決算書類、内部取引情報をもとに、必要となる科目の読替え、比例按分、内部相殺処理等必要な作業を行い、連結財務4表等の作成を行う。
- ⑥ 注記及び附属明細書の作成
 - 会計方針に係る事項について、注記の作成を行う。
また財務書類を補足するものとして、附属明細書の作成を行う。
- ⑦ 各種質問対応
 - 統一的な基準対応に係る質問等を訪問時又は電話・メールにて対応を行う。

財務書類等の対象範囲は次のとおりとする。

- (ア)一般会計
 - (イ)土地取得事業特別会計
 - (ウ)国民健康保険特別会計（事業勘定）
 - (エ)国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）
 - (オ)後期高齢者医療特別会計
 - (カ)介護保険特別会計（保険事業勘定）
 - (キ)介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）
 - (ク)水道事業会計
 - (ケ)病院事業会計
 - (コ)介護老人保健施設事業会計
 - (サ)下水道事業会計
 - (シ)宇和島地区広域事務組合
 - (ス)南予水道企業団
 - (セ)愛媛地方税滞納整理機構
 - (ソ)愛媛県後期高齢者医療広域連合
 - (タ)株式会社 うわじま産業振興公社
- ⑧ 令和7年度末固定資産台帳データの検証
 - 令和7年度末時点で整備した固定資産台帳データを検証し、修正等が必要な場合は修正箇所を報告し、助言する。
 - ⑨ PPP様式変換及び取込
 - 固定資産台帳データについて、PPP取込様式へ変換し、PPPへ取込みを行う。

(2) 地方公会計財務書類作成システムの導入

地方公会計マニュアルに準拠して、財務書類、各附属明細書等作成機能並びに各種台帳の管理機能を有する公会計財務書類作成システム『PPPver6』を導入すること。

システムを導入する端末は既存 PC1 台で、スタンドアロンでの使用を想定している。なお、PC のスペックは次のとおりとする。

OS：Windows11 Pro 24H2

CPU：インテル(R) Core(TM) i3-8100T プロセッサー

メモリ：16G

HDD 容量：128GB

その他、システムの稼働環境の構成にあたり、本市に必要な作業、手続き等がある場合は、方法等を指導・助言すること。

(3) 地方公会計システム運用保守

既存システムから抽出したデータの取込作業や地方公会計システムのバージョンアップ作業、障害対応等、地方公会計システムの運用保守に必要な作業を行うこと。

なお、既存システムデータについては、本市から受託者へ提供するものとする。

(4) 財務書類の活用に関する支援

① 財務書類から分かる分析指標についての助言

② 公会計制度の運用と活用に係る担当職員への助言

- ・ 担当職員に対して、作成した財務書類の分析結果の報告
- ・ 固定資産台帳や財務書類を更新・活用するための担当職員向けの助言

6 納品内容

成果品として次のものを納品すること。

(1) 一般会計等・全体・連結財務書類、各附属明細書、各注記

(2) 財務書類等作成に用いた基礎データ

(3) 財務書類等の分析結果報告資料

(4) 上記 (1) ないし (3) のデータを記録した電子媒体一式

電子媒体によるデータ納品については、本市のパソコン環境でデータ加工可能な形式 (Excel 形式、Word 形式及び PDF 形式) で記録し、全てウイルス対策ソフトにて確認後、納品を行うこと。

7 納品場所 宇和島市総務部財政課 (宇和島市役所 4 階)

8 留意事項

(1) 受託者は、本市が要請する場合のほか、業務遂行のための適切な調整及び検討を行

うこと。

- (2) 本仕様書に定めのない事項については、本市及び受託者双方協議のうえ、定めるものとする。
- (3) 本市から提供した資料等については、情報漏えいを防止するため、適切な措置を講ずること。本業務により知り得た情報については、本市の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務の契約にあたり、受託者が一括して第三者に業務を委託してはならない。ただし、契約業務の一部について、本市の承諾を得た場合については、この限りではない。
- (5) 本業務の実施により得られた成果、情報等は、本市に帰属するものとする。
- (6) 本業務遂行中に受託者が本市並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに本市にその状況及び内容を連絡し、本市の指示に従うものとする。
損害賠償等の責任は受託者が負うものとし、速やかに処理するものとする。